

信託財産の担保提供について

1 信託財産の担保提供

受益者が負担する債務の担保として信託財産を担保提供する、例えば信託不動産に抵当権を設定することは可能です。では、受益者以外の第三者が負担する債務の担保として信託財産を担保提供することはどうでしょうか？第三者の利益のために信託財産を危険にさらす点で問題となります。

2 利益相反

時々見かける事例として、受託者個人の事業による債務、または、受託者が経営する会社の債務の担保として信託不動産に抵当権が設定されることがあります。この点、利益相反行為として原則禁止ということになりますが、信託契約で許容する定めがあれば、原則禁止の例外として認められます（信託法31条1項・2項）。

ただし、利益相反行為と目的外による権限外行為（信託法26条）とは別次元の問題となります。したがって、利益相反の点では信託契約の定めによって許容されるとしても、個別具体的な担保提供が当該信託の目的に適合しているのか否かは、事案ごと各別に判断されることになると思われます。

3 信託財産は担保不適格財産？

ところで、債務控除を確実にするための受益者連続信託で委託者・当初受益者が死亡し、相続人が二次受益者となった後、相続人が相続税の延納申請に当たって信託不動産の担保提供を申し出たところ、税務当局から、信託財産は担保不適格財産であるという理由で拒絶されたという事案があったそうです。その詳細は、信託法23条1項が「信託財産責任負担債務に係る債権（信

託財産に属する財産について生じた権利を含む。次項において同じ。）に基づく場合を除き、信託財産に属する財産に対しては、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売（担保権の実行としてのものを除く。以下同じ。）又は国税滞納処分（その例による処分を含む。以下同じ。）をすることができない。」と定めているところ、相続税の納付義務は信託財産責任負担債務ではないから、という理由だったそうです。

しかし、税務当局の考えは、以下のとおり、同条項を誤解しています。道垣内第2版119頁～120頁によれば、同条項の「（信託財産に属する財産について生じた権利を含む。次項において同じ。）」の権利には信託財産に設定された抵当権が含まれる。（したがって、信託財産責任負担債務に係る債権に基づく場合と同様に除かれるので、）抵当権の実行は可能である旨の記載があります。すなわち、本条項でいう「担保権の実行」とは、条解113頁に記載されているように「固有財産に属する財産のみを目的とする一般の先取特権を有する者がその実行として信託財産に属する財産を差し押さえた場合」などになります。立法技術的に同条項が単純に「担保権の実行」と表現したことが誤解を生んでいるようです。

会員の皆様も、もし信託財産は担保不適格財産であると言われた時には、是非、道垣内第2版等に基づき反論をしていただければと思います。また、ご意見等をメールでお知らせいただければ幸いです。よろしくお願いたします。（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）